

警備業とは、警備業法に基づく制限の範囲内で行う業務のことです。他人の需要に応じて各種の警備業務を行うものをいいます。この警備業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の認定を受けなければなりません。

そして警備業は主に次の4つの業務に分類されます。

施設警備、交通・雑踏警備、輸送警備、身辺警備

下記の表は、この4つの業務をさらに細かく分類したものです。

1. 警備業の区分

I 施設警備（1号業務）

常駐警備

⇒ 警備員をビルや工場の施設に派遣し、入出管理や巡回業務を行い、盗難・事故・出火等の発生を防止します。

巡回警備

⇒ 警備対象施設を警備員を常駐させないで、複数の対象施設を車で巡回しながら盗難・火災等による被害の防止にあたります。

機械警備

⇒ 契約先に配置したセンサーや監視カメラが異常を察知すると、機械が警備会社に連絡し警備員が急行し、対処します。

保安警備

⇒ デパート・スーパー等の店舗内を巡回しながら、万引き・スリ等の発見・防止にあたります。

空港保安警備

⇒ 飛行機のハイジャック等の防止の為、機器を使用し旅客の荷物や身の回りの品の機内持込制限品の有無を確認します。

II 交通・雑踏警備（2号業務）

交通誘導警備

⇒ 工事現場や駐車場等の車両や通行人を警備員が誘導し、混雑の緩和を図り、安全を確保します。

イベント警備

⇒ 祭事やイベント等で、限られた場所に不特定多数の人や車が集中することから生ずる事故の発生を防止します。

Ⅲ 輸送警備（3号業務）

貴重品運搬警備

⇒ 現金、貴金属、美術品、核燃料物質等の運搬を専門の警備員の警戒により、盗難・事故の防止を図ります。

Ⅳ 身辺警備（4号業務）

身辺警備

⇒ 対象者の身辺で警戒に当たり、身体への危害発生の防止に当たります。

警備業の仕事は、工場・ビル・商業施設等の施設の盗難や火災の予防、警戒を主な業務とする施設警備。工事現場やイベントでの車や人の誘導を主な業務とする交通雑踏警備。現金や貴重品、美術品や核物質等の盗難等の防止を主な業務とする輸送警備。ボディガードの業務を主とする身辺警備となっており、警備業法では、上から順に1号業務～4号業務と定めています。最近では、一般家庭向けの機械警備によるホームセキュリティが浸透してきているのが特徴です。

因みに、警備業法では「警備業務とは公安委員会の認定を受けた警備業者が、他者からの依頼要請を受けて業として行なうもの」と定めていますので、商店の店員自らが自店舗における万引き等に対する警戒を行なったり、会社員が自分の勤務する会社の当直・宿直を行なって盗難、火災、不法侵入等を警戒するといった行為は警備業法で定められた警備業務ではありません。

2. 認定要件

I 申請者が以下のいずれにも該当していないこと

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に、警備業法の規定、警備業法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しない者
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 8 営業に関し成年と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

- 9 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに警備業法第22条第1項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者
- 10 法人でその役員のうち上記1から7までのいずれかに該当する者があるもの
- 11 上記4に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

II 営業所ごと及び取り扱う業務区分ごとに警備員指導教育主任者を設置していること

警備員指導教育責任者は、警備員指導教育責任者資格者証を有する者から選任しなければなりません。

3. 認定の有効期間

警備業認定の有効期間は5年間です。有効期間満了後も引き続き警備業を営む場合は、有効期間満了の日の30日前までに更新申請を行わなければなりません。

4. 警備業認定に関する注意事項

警備員の服装について

⇒ 警備業法では、警備業者及び警備員が警備業務を行うにあたっての服装について、内閣府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色や型式、標章により明確に識別することができる服装を用いなければならないと定められています。

具体的には、警察官及び海上保安官の制服とは形式が異なるもので、色彩も同一又は類似していないものであること。また、警備員であることを示す警備業者の名称を表示した標章（100平方センチメートル以上）を、上衣の胸部及び上腕部につけることとされています。

警備員の服装については、公安委員会に届出をしなければなりません。

警備員の護身用具について

⇒ 金属製の楯や鉄棒など人の身体に重大な害を与えるおそれのあるものは護身用具として携帯することは禁止されています。今まで携帯が認められていた護身用具は警戒棒でしたが、現在警察官が使用している警杖と同じ警戒杖や、一定の大きさ以下の非金属性の楯の携帯も警備業務の種類や警備する施設、警備の時間帯などの制限はあるものの認められるようになりました。

警備員の護身用具については、公安委員会に届出が必要です。

その他認定を受けるための要件、確認事項等ございますので、警備業の認定をご検討の際は、お気軽に当事務所まで御相談下さい。

以上